

個人事業税(第2期分)の納期限は 12月2日(月)です。

第2期分の納付書は、**第1期分**の納税通知書に同封しています。

納付書を破損・紛失した場合は、担当の府税事務所までお問い合わせください。
年間の税額が1万円以下の場合は、第1期に全額ご納付いただくことになっています。

個人事業税は、納税通知書に記載の金融機関や大阪府内の郵便局の他、
コンビニエンスストア等、府税事務所でも納付することができます。

また、「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応した金融機関やスマートフォン決済
アプリで納付できる他、「地方税お支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、
ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)ができます。

この他、納期限の日にご指定口座から自動引き落としされる**口座振替**も利用できます。
(お申込みから概ね3ヶ月後の納付分から口座振替が開始されます。)

※納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めに府税事務所へご相談ください。



大阪府広報担当副知事もすやん

※納付方法等の詳細については、
大阪府ホームページ『府税あらかると』をご確認ください。

府税あらかると

検索

